

次の業務について、企画提案に係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和7年4月4日

静岡県知事 鈴木康友

## 1 業務概要

### (1) 業務名

令和7年度静岡県こどもの居場所づくり応援事業業務委託

### (2) 業務内容等

#### ア 相談窓口の設置

##### (ア) コーディネーターの配置

居場所の立上げや運営に係る相談支援を電話、メール及び対面により実施する。

##### (イ) サポーターと居場所のマッチング

食材や場所等の提供、ボランティアとしての活動を希望するサポーター（個人・企業等）と居場所とのマッチングを行う。

##### (ロ) 情報交換会の開催

居場所の運営上の課題等について、関係者間で情報共有を図るための情報交換会を開催する。

開催回数：年1回以上

対象者：県、県社会福祉協議会、こどもの居場所運営者 等

#### イ 情報発信

県民に対し、居場所の利用促進のための周知並びにサポーター制度及び寄附制度の周知を行う。

##### (ア) こどもの居場所マップの運営

こどもの居場所マップの独自ドメインを取得し、静岡県等からの依頼に基づき、随時更新する。

なお、次年度以降、発注者が本事業を他の者に委託する場合であっても、独自ドメイン及びこどもの居場所マップを継続して使用できるよう、事業終了後調整をすること。

##### (イ) 県民向け広報

県民向けにこどもの居場所の活動を周知し、サポーターや寄附を働きかけるための媒体を作成する。

### (3) 委託価格の限度額

3,000,000円（税込み）

## 2 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

## 3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 次のアからキのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体

- イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
- ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

#### 4 選定基準

提出された書類に基づき、総合的に審査して決定する。

#### 5 手続等

##### (1) 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県健康福祉部子ども若者局子ども家庭課

電話番号 054-221-2365 FAX 054-221-3521 E-mail kokatei@pref.shizuoka.lg.jp

##### (2) 企画提案募集要領の配布

###### ア 配布期間

令和7年4月4日（金）から令和7年4月25日（金）までの日（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

###### イ 配布方法

(1)の担当部局宛てに、件名を「令和7年度静岡県こどもの居場所づくり応援事業業務委託企画提案募集要領等送付依頼」として電子メールを送信すること。送信アドレス宛てに企画提案募集要領等の電子データを送付する。

##### (3) 提出書類等

ア 提出書類 企画提案募集要領による。

イ 提出期限 令和7年4月28日（月）午後5時まで 持参又は郵送（必着）

ウ 提出場所 上記(1)に同じ

#### 6 その他

(1) 詳細は企画提案募集要領による。

(2) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。